

決算額による保育所運営事業費

(1) 平成 28 年度決算

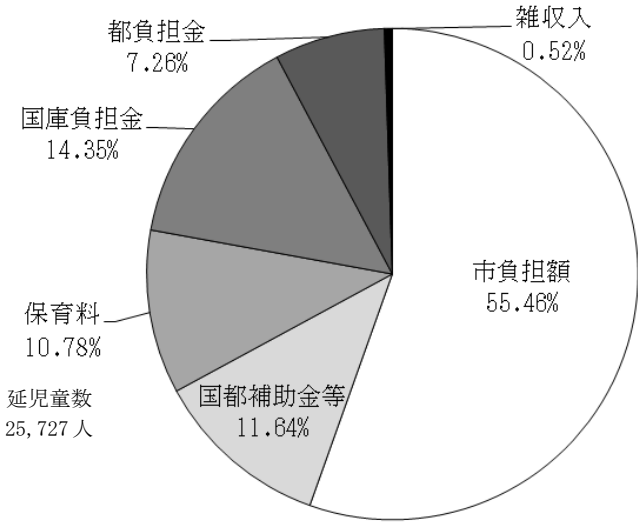
保育所等運営事業費支出総額
4,618,242,828 円

単位：円

保育施設運営費公定価格分 2,167,180,376		国都補助事業支出総額 1,069,498,146			市単独事業支出総額 1,381,564,306	
国徴収基準額 836,601,332	法定負担分 1,330,579,044		国都補助事業支出総額 1,069,498,146		市単独事業支出総額 1,381,564,306	
民間園保育料 378,321,400	保育料市持出分 458,279,932	国 662,554,187	都 335,439,148	市 332,585,709	国都補助金 537,417,837	市持出分 526,753,809
						公立園保育料 119,545,350
						その他の収入 18,537,890
						一時保育・延長保育料 5,326,500

<平成 28 年度決算における児童 1 人当たりの保育所等運営事業費内訳>

内 訳	月額 (児童 1 人当たり) 円	割合
市負担額	2,561,100,516	99.54%
国都補助金等	537,417,837	20.89%
保育料	497,866,750	19.35%
国庫負担金	662,554,187	25.75%
都負担金	335,439,148	13.03%
雑収入	23,864,390	0.52%
合計	4,618,242,828	179.50%



※ 保育所等運営事業費支出総額とは、3-2-2(保育所等運営委託事業)及び3-2-4(市立保育園運営事業)の合算 4,982,080,744 円から施設整備費として支出した 363,837,916 円を除いた金額。
 ※ 保育所のほか、認定こども園(1号認定児含む)、地域型保育事業に要した経費を含む(認可外保育施設は対象外)。
 ※ 国・都補助事業は、国及び都から補助を受けて支出した事業の合算(子育て推進交付金を含む)。
 ※ 公立園の管外受託児分の運営費収入は、その他の収入に含む。
 ※ 雑収入は、延長保育料、一時保育料、その他の収入を合算。
 ※ 延児童数は、保育所、認定こども園(1号認定児含む)、地域型保育事業及び管外委託児を含む。
 ※ 認定こども園及び地域型保育事業における保育料は施設が徴収するため、計上しない。

(2) 平成 29 年度決算

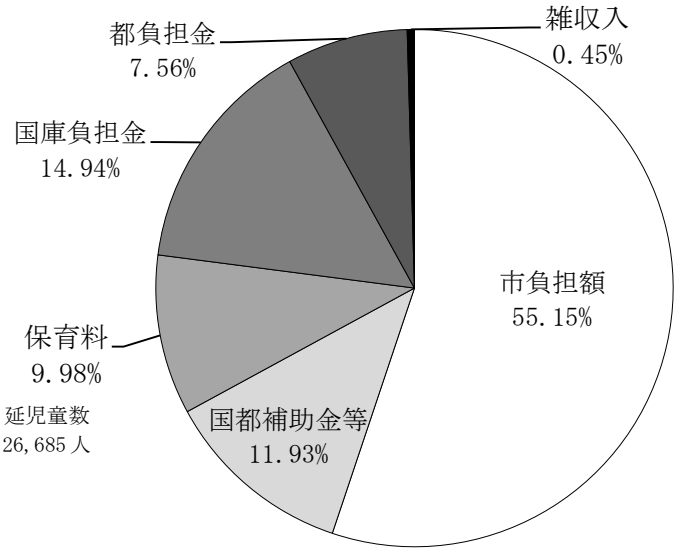
保育所等運営事業費支出総額
5,156,327,784 円

単位：円

保育施設運営費公定価格分 2,436,552,713				国都補助事業支出総額 1,214,749,067				市支出総額 1,505,026,004											
国徴収基準額 900,243,140				法定負担分 1,536,309,573				国都補助事業支出総額 1,214,749,067				市支出総額 1,505,026,004							
民間園保育料 399,692,760		保育料市持出分 500,550,380		国 770,151,396		都 389,823,494		市 376,334,683		国都補助金 615,002,088		市持出分 595,052,179		公立園保育料 114,693,750		その他の収入 18,670,343		市持出分 1,371,661,911	
一時保育・延長保育料 4,694,800																			

<平成 29 年度決算における児童 1 人当たりの保育所等運営事業費内訳>

内 訳	月額 (児童 1 人当たり) 円	割合
市負担額	2,843,599,153	106,562 55.14%
国都補助金等	615,002,088	23,047 11.93%
保育料	514,386,510	19,276 9.98%
国庫負担金	770,151,396	28,861 14.94%
都負担金	389,823,494	14,608 7.56%
雑収入	23,365,143	876 0.45%
合計	5,156,327,784	193,230 100.00%



※ 保育所等運営事業費支出総額とは、3-2-2(保育所等運営委託事業)及び3-2-4(市立保育園運営事業)の合算 6,239,706,908 円から施設整備費として支出した 1,083,379,124 円を除いた金額。
 ※ 保育所のほか、認定こども園(1号認定児含む)、地域型保育事業に要した経費を含む(認可外保育施設は対象外)。
 ※ 国・都補助事業は、国及び都から補助を受けて支出した事業の合算(子育て推進交付金を含む)。
 ※ 公立園の管外受託児分の運営費収入は、その他の収入に含む。
 ※ 雑収入は、延長保育料、一時保育料、その他の収入を合算。
 ※ 延児童数は、保育所、認定こども園(1号認定児含む)、地域型保育事業及び管外委託児を含む。
 ※ 認定こども園及び地域型保育事業における保育料は施設が徴収するため、計上しない。